

訪問介護重要事項説明書

訪問介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 ヘルパーステーションほっと
主たる事務所の所在地	〒421-0115 静岡市駿河区みずほ3丁目12-4
代表者（職名・氏名）	代表取締役 皆見 則子
設立年月日	平成19年6月20日
電話番号	054-256-3730

2. 事業所の概要

事業所の名称	ヘルパーステーションほっと		
事業所の所在地	〒421-0115 静岡市駿河区みずほ3丁目12-4		
電話番号	054-256-3730		
FAX番号	054-256-3740		
指定年月日・事業所番号	平成19年8月1日指定	2274203450	
通常の事業の実施地域	静岡市 駿河区、葵区(山間部を除く)		
併設事業所	ほっと居宅介護支援事業所、ヘルパーステーションほっとあおい		
第三者評価の実施の有無	◎・無	実施した直近の年月日	6年12月10日

3. 運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者及び事業対象者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援事業を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市・区や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

1 身体介護

- ① 排泄・食事介助
- ② 清拭・入浴、身体整容
- ③ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- ④ 起床及び就寝介助
- ⑤ 服薬介助
- ⑥ 自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助

2 生活援助

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベッドメイク
- ④ 衣類の整理・被服の補修
- ⑤ 一般的な調理、配下膳
- ⑥ 買い物・薬の受け取り

3 通院等乗降介助

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及びお盆（8月13日から8月15日まで）を除きます。
営業時間	午前8時から午後5時まで ただし、利用者の希望に応じて、上記時間外でも、サービス提供可能な体制をとります。

6. 事業所の従業者の体制

（令和7年9月1日現在）

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	1人	人		
サービス提供責任者	2人	2人	人	人
訪問介護員	人	人	9人	2人

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 訪問介護の利用料

【基本部分：訪問介護費】

区分	所要時間	訪問介護費（1回あたり）				
		単位数	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担2割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担3割の場合) ※(注2)参照
身体介護	20分未満	163	1, 698円	169円	339円	509円
	20分以上30分未満	244	2, 542円	254円	508円	762円
	30分以上1時間未満	387	4, 032円	403円	806円	1, 209円
	1時間以上 (30分を増すごとに加算)	567 ()	5, 911円 (+857円)	592円 (+86円)	1, 183円 (+172円)	1, 774円 (+258円)
生活援助	20分以上45分未満	183	1, 868円	187円	374円	561円
	45分以上	225	2, 297円	230円	460円	690円
20分以上の身体介護に引き 続き生活援助を行った場合 (所要時間20分から起算して 25分を増すごとに加算し、 201単位を限度)		67	684円	69円	137円	206円
通院等乗降介助 (1回につき)		99	1, 010円	101円	202円	303円

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算額（1回あたり）				
	単位数	基本利用料 ※(注1)参 照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注2)参 照	利用者負担金 (自己負担2割の場合) ※(注2)参 照	利用者負担金 (自己負担3割の場合) ※(注2)参 照
早朝・夜間	所定単位数の25%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
深夜の訪問	所定単位数の50%				
特定事業所加算Ⅰ	所定単位数の20%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
緊急時訪問介護加算	100	1, 021円	103円	205円	307円
初回加算	200	2, 042円	205円	409円	613円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の13.7%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

(注1) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が6級地のため、単位数に10.42を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

(注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

(注3) 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

(2) その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域へのサービスは無料です。それ以外の地域のサービスにおいて指定訪問介護を行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、実費をいただきます。
-----	---

(3) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日5時までに事業所に申し出てください。利用日の前営業日5時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。利用料と合わせて請求致しますので、お支払い下さい。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただけません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日5時までに ご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日5時までに ご連絡がなかった場合	一律500円

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- サービス提供に当たって、訪問介護員等は次のことをお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 利用者の家族に対するサービス提供
 - ③ 利用者及びその家族からの金銭又は物品の授受

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- 事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- 事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又

はその家族の個人情報を用いません。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

11. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 054-256-3730 受付時間 月曜日から金曜日 9時から17時 担当者名 杉山 晃子、皆見 則子
---------	--

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	静岡市介護保険課	電話 054-221-1202
	静岡県国民健康保険団体連合会	電話 054-253-5590

13. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

- 次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。
- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
 - ・利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
 - ・利用者が死亡した場合

(4) その他

- ①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。
 - ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・事業者が、守秘義務に反した場合
 - ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・事業者が、倒産した場合
- ②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。
- ③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。
 - ・利用者の利用料等の支払いが**2ヶ月以上**遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかつた場合
 - ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行つた場合

14. 災害時の対応

- ①ご家族様不在で弊社サービス提供中に災害が発生した場合
利用者様、ヘルパーの身の安全を最大限確保するように努めます。
利用者宅でのサービス提供の場合、室内のある物品を許可なく使用させていただく場合があります。（ヘルメット、布団、座布団、衣類他安全を確保に必要と判断できるもの）
スタッフが買い物代行等や薬取り等で利用者様宅を離れている際に、道路や交通、家屋等の状態で戻ることが危険と判断される場合、その時点でサービスを終了させて頂きます。
- ②電話等でサービス中止の連絡が可能である場合
サービスを中止するご連絡を入れさせて頂きます。（ヘルパーがお預かりした金品は可能な限り、早急にご返却いたします。）
- ③弊社ヘルパーがサービス提供にお伺いする前に災害が発生した場合
サービス前に災害が発生した場合にはお伺いできません。サービス中止のご連絡も出来ないと思われますので、避難等適切な対処をお願いします。
※予知情報が出た場合については、お伺い出来ない場合もございます。
対応は事前にご家族でご相談ください。

令和　　年　　月　　日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説明者　　所在地　　静岡市駿河区みずほ3丁目12番地の4
事業所名　　ヘルパーステーションほっと
職・氏名　　サービス提供責任者

印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者　　住所
　　　　　　氏名　　　　　　　　　印

代理人　　住所
　　　　　　氏名　　　　　　　　　印
　　　　　　利用者との続柄